

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応消費者支援事業	①食料品の物価高騰等に対し、市民へ地域通貨を支給することで生活を支援する。 ②地域通貨配布事業費及び事務費 ③地域通貨負担金 6,000円分×100千人=600,000千円 事務費 56,000千円(内訳 印刷製本費、郵送料、換金手数料、封入封緘業務委託料) 地域通貨資金預託金 360,000千円(内訳 地域通貨負担金600,000千円×0.6) ④全市民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市立小中学校・保育園・幼稚園の給食費保護者負担の軽減(R7予備分)	①物価高騰の影響を受け、原材料費の増加により、給食費の値上げが必要となるところであるが、給食材料費の増加分を公費負担することにより給食費値上げを行わず、保護者の負担軽減を図る。 ②高騰した分の給食材料費(教職員等は除く) ③小中学校:給食材料費 539,725千円-給食費 453,499千円(小学校1,013,432食分、290円/食・中学校498,762食分、320円/食)=86,226千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 保育園:給食材料費 25,646千円-給食費 16,678千円(51,403食分、260円/食 + 未満児:21,825食分、160円/食)=8,968千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 幼稚園:給食材料費 3,804千円-給食費 1,900千円(8,507食分、230円/食)=1,904千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 物価高騰分の合計 97,098千円 × 5か月/12か月 = 40,457.5 ≒ 40,000千円 ④公立小中学校・保育園・幼稚園の児童・生徒・園児保護者	R7.4	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水道料金軽減事業	①対象者の水道基本料金を4カ月間減免することで、物価高騰の負担緩和を図る。 ②水道基本料金4カ月分 ③開栓給水件数 43,887件分の1カ月あたりの基本料金の総額が32,500千円 32,500千円×4カ月=130,000千円 ④官公庁を除く水道基本料金を支払う市民、企業、事業所、自治会等。	R8.1	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	施設への物価高騰対策臨時支援金(R7)	①物価高騰の影響を受ける福祉施設等が持続的なサービスの提供や安定的な施設の運営ができるよう支援金を交付する。 ②福祉施設等への補助金 ③障がい者福祉施設支援 16,000千円、高齢者福祉施設支援 27,500千円、私立保育園支援 3,900千円、私立幼稚園支援 1,400千円、地域医療支援 35,200千円 ④物価高騰の影響を受ける福祉施設等	R8.1	R8.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	市立小中学校・保育園・幼稚園の給食費保護者負担の軽減(R7補正分)	①物価高騰の影響を受け、原材料費の増加により、給食費の値上げが必要となるところであるが、給食材料費の増加分を公費負担することにより給食費値上げを行わず、保護者の負担軽減を図る。 ②高騰した分の給食材料費(教職員等は除く) ③小中学校:給食材料費 539,725千円-給食費 453,499千円(小学校1,013,432食分、290円/食・中学校498,762食分、320円/食)=86,226千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 保育園:給食材料費 25,646千円-給食費 16,678千円(51,403食分、260円/食 + 未満児:21,825食分、160円/食)=8,968千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 幼稚園:給食材料費 3,804千円-給食費 1,900千円(8,507食分、230円/食)=1,904千円(物価高騰分)(教職員等は除く) 物価高騰分の合計 97,098千円 × 7か月/12か月 = 56,640.5... ≒ 57,000千円 ④公立小中学校・保育園・幼稚園の児童・生徒・園児保護者	R8.1	R8.3